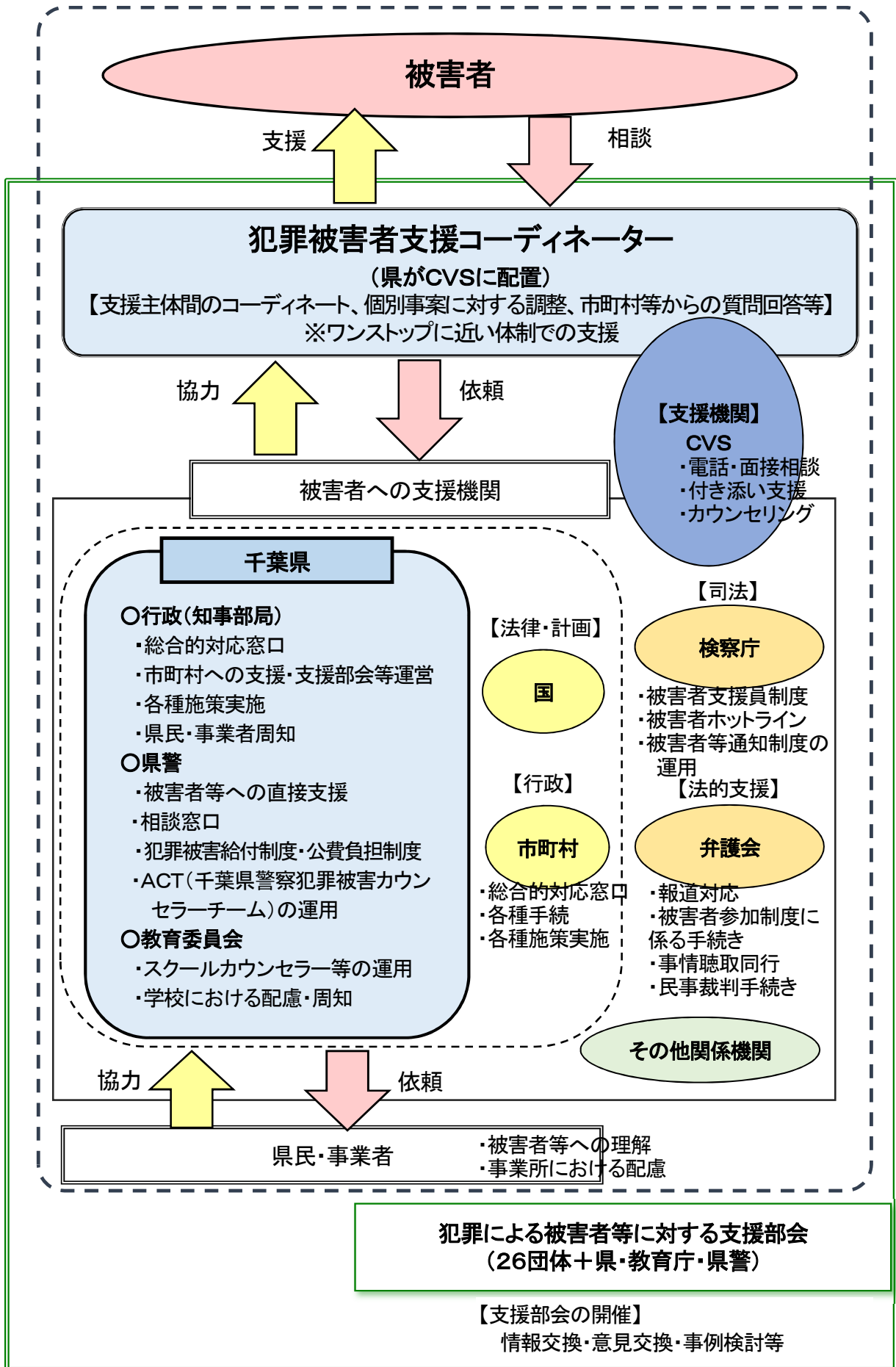


千葉県における犯罪被害者等支援について

平成11年 9月	県警本部に「犯罪被害者対策室」、「犯罪被害カウンセラーチーム」設置 ※H20.7「犯罪被害者支援室」に名称変更	
平成16年 3月	「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」制定 ※同年10月1日施行 ※同条例に「被害者支援」を規定	
平成16年 7月	千葉県安全安心まちづくり推進協議会内に 「犯罪による被害者等に対する支援部会」を設置 ※R3.4.1現在の構成団体は、県関係を除き26団体	関係機関との連携強化
平成16年 9月	各警察署等に「犯罪被害者支援要員」を設置	支援体制の強化
平成16年11月	条例に基づき「被害者等に対する支援に関する指針」策定	
平成16年12月	「犯罪被害者等基本法」制定	
平成20年 4月	生活・交通安全課（現くらし安全推進課）内に「総合的対応窓口」を設置 千葉県公安委員会が「社団法人千葉犯罪被害者支援センター」を「犯罪被害者等早期援助団体」に指定 ※H23.4公益社団法人に認定	
平成20年 5月	県庁内で連携して支援を実施するため、庁内関係機関に 「犯罪被害者等支援連絡員」を設置	庁内連絡体制の構築
平成20年10月	「市町村犯罪被害者等施策担当課長会議」の開始 庁内「相談関係機関連絡会議及び研修会」の開始 ※市町村職員の研修参加は平成21年度から	関係機関との連携強化 県・市町村職員の人材育成
平成21年11月	犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」の開始	県民への理解の促進 (R2年度は千葉テレビ放送)
平成22年 6月	「犯罪被害者支援公開講座」及び 「犯罪被害者支援員（ボランティア）養成講座」の開始 ※現「犯罪被害者支援員養成講座 入門編（公開講座）・初級編」	被害者支援を担う人材育成
平成28年 5月	「性犯罪・性暴力被害者に対するワンストップ支援のあり方検討会議」設置	
平成29年10月	「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」運用開始 ※「NPO法人千葉性暴力被害支援センター ちさと」と 「公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター(CVS)」の2か所を位置づけ	
令和 元年 4月	公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターに 「犯罪被害者支援コーディネーター」を配置開始 ※支援主体間のコーディネート、個別事案に対する支援調整、 市町村からの問い合わせや連絡等	個別事案の支援強化 関係機関との連携
令和 3年 3月	「千葉県犯罪被害者等支援条例」制定	※同年4月1日施行

千葉県の犯罪被害者等支援に関する主な支援体制



千葉県の性犯罪・性暴力被害者に対する主な支援体制（警察への届出以外）

